

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B市所在のC会社B工場において、昭和〇年から昭和〇年までの約14年間、石綿セメント高压管の製造作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、呼吸困難を訴えて、D病院に受診し、胸部X線及び胸部CTの撮影を行い、その後、同年〇月〇日にB市による石綿の健康調査における読影会において、同X線写真・CT画像について専門医による読影を行った結果、「両側胸膜プラーク、両側胸膜腫瘍疑い」の所見が認められ、同月〇日付けでB市長から医療機関を受診するようにとの通知がなされた。被災者は、精密検査を行うため同年〇月〇日にE病院に受診する予約していたところ、同月〇日、自宅において倒れているのを発見され、D病院に救急搬送されたものの、死亡が確認された。なお、死体検案書には、死亡したとき「同日午前3時頃（推定）」、直接死因「急性心臓死」、その原因「狭心症」と記載されている。

請求人は、被災者は石綿ばく露作業に従事していたことにより「びまん性胸膜肥厚」（以下「本件疾病」という。）を発症したものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの未支給の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、剖検報告書で、本件疾病が認められるとされていることから、被災者は業務により本件疾病を発症したものである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 「判断の要件」に照らし、解剖所見で認められた本件疾病が石綿認定基準に定める「びまん性胸膜肥厚」の認定の要件に該当するか否かについてみると、次のとおりである。

石綿認定基準によると、「びまん性胸膜肥厚」が業務上の疾病であると認められるためには、次のアないしウのいずれの要件にも該当することとされている。

ア 胸部CT画像上、肥厚の広がり、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の2分の1以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の4分の1以上あるものであること

イ 著しい呼吸機能障害を伴うこと

ウ 石綿ばく露作業への従事期間が3年以上あること

被災者の場合、胸膜肥厚については、F医師は、CT画像から両側に胸膜肥厚が認められ、その範囲は両側の側胸壁の4分の1以上あるとの所見を述べており、また、石綿ばく露作業の従事期間についても、約13年9か月石綿ばく露作業していたことが認められていることから、上記の要件のうちアとウの要件については、これを満たしているものと判断できる。

上記のイの要件については、パーセント肺活量(%VC)など肺機能検査による数値基準が設定されているところ、被災者の場合、肺機能検査は実施されておらず、不明である。この点、請求人らは、被災者は、度々呼吸困難を訴えて医療機関を受診していた旨主張し、また事実、G医師による平成〇年〇月〇日付け医証によると、「呼吸困難症状があったことを認め」る旨の記載がある。ところが、同病院のH医師による平成〇年〇月〇日付け診断(意見)書においては、呼吸機能障害については未検査との記載があり、実際に呼吸機能に障害があったことを医学的に確認したとは判断できないものである。当審査会としては、決定書理由第2の2(2)(ウ)dに記載するとおり、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日の診察時に測定された経皮的動脈血酸素飽和度(SpO<sub>2</sub>)の値がいずれも96%以上の正常値を示していたとの事実から、被災者が、著しい呼吸機能障害を呈する状態であったと認めることは困難であり、上記イの要件を満たしていると認めることはできない。

以上のことから、当審査会としても、業務上の疾病であると認められる「びまん性胸膜肥厚」の認定の要件を満たしているものとは認められないと判断する。

したがって、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(3) なお、請求人らの主張について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。